

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
宇賀 靖展

入札及び契約心得(平成20年5月29日第4補給処公示第45号)の一部改正について

入札及び契約心得を次のとおり改正しましたのでお知らせします。
本改正は令和8年2月12日から施行します。

旧	新
<p>3.5.2 最低価格入札者を落札者とし不在場合</p> <p>予定価格が1千万円を超える製造その他についての請負契約の場合において、次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは最低価格の入札金額であっても落札者とし不在ことがある。</p> <p>(1) 予定価格に比べて入札金額が不当に低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされ不在おそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>3.5.2 最低価格入札者を落札者とし不在場合</p> <p>予定価格が1千万円を超える製造その他についての請負契約の場合において、次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当するときは最低価格の入札金額であっても落札者とし不在ことがある。</p> <p>(1) 予定価格に比べて入札金額が不当に低いことにより、3.5.3の調査の結果、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされ不在おそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 3.5.3に求める資料の提出、説明に応じ不在場合又は不十分な場合、当該契約の内容に適合した履行がなされ不在おそれがあると認められるとき。</p> <p>3.5.3 最低入札価格の調査</p> <p>入札者は分支担当官が3.4.4(2)イの規定の調査を行う際は次の調査に応じるものとする。</p> <p>(1) 入札価格の内訳の資料の提出を求められた場合、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>(2) 提出を求められた資料の提出をしない又は資料が不十分である場合は入札者に対し説明を求めることがある。</p>